「二百二十六万円」に改め、同項の2のホの(6)中「四百三十五万円」を「四百五十五万円」に改め、同項の2のホの(7)中「五百五十七万円」を「五百八十二万円」に改め、同項の2のホの(8)中「六百七十七万円」を「七百七十五万円」に改め、同項の2のヘの(1)中「五百七十五万円」を「五百九十三万円」に改め、同項の2のヘの(2)中「七百二十五万円」を「七百四十七万円」に改め、同表二十の項の1のハの(1)中「四十一万円」を「四十二万円」に改め、同項の1のハの(2)中「五十四万円」を「五十六万円」に改め、同項の1のハの(3)中「七十万円」を「七十三万円」に改め、同項の1のハの(4)中「九十二万円」を「九十六万円」に改め、同項の1のハの(5)中「百四万円」を「百九万円」に改め、同項の1のハの(6)中「百六十万円」を「百六十六万円」に改め、同項の1のハの(7)中「百八十二万円」を「百九十万円」に改め、同項の1のハの(8)中「二百三万円」を「二百十二万円」に改め、同項の1のニの(1)中「四十九万円」を「五十三万円」に改め、同項の1のニの(2)中「六十三万円」を「六十八万円」に改め、同項の1のニの(3)中「九十九万円」を「百三万円」に改め、同項の1のニの(4)中「百三十一万円」を「百四十一万円」に改め、同項の1のニの(5)中「百七十二万円」を「百七十八万円」に改め、同項の1のニの(6)中「三百三十二万円」を「三百四十三万円」に改め、同項の1のニの(7)中「四百六万円」を「四百十九万円」に改め、同項の1のニの(8)中「四百六十五万円」を「四百八十万円」に改め、同項の1のホの(1)中「九百十万円」を「九百三十二万円」に改め、同項の1のホの(2)中「千二百四十万円」を「千二百六十万円」に改め、同項の1のホの(3)中「千七百万円」を「千七百三十万円」に改め、同表二十一の項の1中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項の3中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項の4のイ中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同項の4のロ中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同項の4のハ中「二千七百円」を「三千六百円」に改め、同表二十二の項のイの(1)中「三十一万円」を「三十二万円」に改め、同項のイの(2)中「四十三万円」を「四十六万円」に改め、同項のイの(3)中「七十二万円」を「七十五万円」に改め、同項のイの(4)中「九十六万円」を「百二万円」に改め、同項のイの(5)中「百二十一万円」を「百三十万円」に改め、同項のイの(6)中「百九十五万円」を「三百十五万円」に改め、同項のイの(7)中「三百六十二万円」を「三百八十七万円」に改め、同項のイの(8)中「四百十七万円」を「四百四十六万円」に改め、同項のロの(1)中「二百六十六万円」を「二百六十九万円」に改め、同項のロの(2)中「三百十九万円」を「三百二十三万円」に改め、同項のロの(3)中「四百七十九万円」を「四百八十三万円」に改め、同表二十三の項の1中「一千八百円」を「一千九百円」に改め、同項の3中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項の4のイ中「五千円」を「五千七百円」に改め、同項の4のロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表三十四の項中「二千四百円」を「二千百円」に改め、同表三十八の項の1中「二万五千円」を「二万二千円」に改め、同項の2中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、同表五十四の項のロの(4)中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項のハの(1)中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三円」に改め、同項のハの(2)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同項のニの(7)中「九十円」を「八十円」に改め、同表六十五の項の2中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表六十六の項の2中「千六百円」を「千八百円」に改め、同項の4中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表七十二の三の項の5中「二千円」を「千八百円」に改め、同表八十四の項中「一万九千円」を「一万七千円」に改め、同表八十八の項の1中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項の2中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表九十三の項の次に次のように加える。

九十三の二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十四万七千円

九十三の三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定の申請に対する審査	十三万四千円

本則の表九十四の項中「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を削り、同表百二の項の3及び百三の項の3中「二千円」を「千八百円」に改め、同表百六の項の1中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同項の2中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表百六の四の項中「七万五千円」を「六万七千円」に改め、同表百九の項の2中「千五百円」を「千六百円」に改め、同項の3中「千円」を「千百円」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十一号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項及び第百四条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項下欄を次のように改める。

一両につき次に掲げる金額 一　完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車　九百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、五百円） 二　その他の自動車　七百円	第一条の表十一の項下欄第一号を次のように改める。 一　完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車　千百円 ロ　検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）